

平成26年白老町議会議案説明会会議録

平成26年 6月13日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時35分

○議事日程

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

○出席委員（14名）

| | |
|---------------|---------------|
| 1 番 氏 家 裕 治 君 | 2 番 吉 田 和 子 君 |
| 3 番 斎 藤 征 信 君 | 4 番 大 淵 紀 夫 君 |
| 5 番 松 田 謙 吾 君 | 7 番 西 田 祐 子 君 |
| 8 番 広 地 紀 彰 君 | 9 番 吉 谷 一 孝 君 |
| 10番 小 西 秀 信 君 | 11番 山 田 和 子 君 |
| 12番 本 間 広 朗 君 | 13番 前 田 博 之 君 |
| 14番 及 川 保 君 | 15番 山 本 浩 平 君 |

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------|-----------|
| 総合行政局長 | 岩 城 達 己 君 |
| 総合行政局財政担当課長 | 安 達 義 孝 君 |
| 総合行政局企画担当課長 | 高 橋 裕 明 君 |
| 総 務 課 長 | 大 黒 克 己 君 |
| 税 務 課 長 | 小 関 雄 司 君 |
| 生活環境課長 | 竹 田 敏 雄 君 |
| 生活環境課町民活動担当課長 | 中 村 英 二 君 |
| 産 業 経 済 課 長 | 石 井 和 彦 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 長 澤 敏 博 君 |
| 健康福祉課高齢者介護担当課長 | 田 尻 康 子 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 田 中 春 光 君 |
| 教 育 課 長 | 高 尾 利 弘 君 |

食育防災センター開設準備担当課長
子ども課長
病院事務長
消防長

葛西吉孝君
坂東雄志君
野宮淳史君
中村諭君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
主幹

岡村幸男君
本間弘樹君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 6 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。（午前 10 時 00 分）

○議長（山本浩平君） 定例会 6 月会議に町長から提案のあった議案は、条例の一部改正 2 件、各会計の補正予算 3 件、組合規約の変更 2 件、監査委員の選任同意 1 件、固定資産評価審査委員の選任同意 1 件、人権擁護委員の推薦 2 件、報告合わせて 13 件であります。順次議案の説明をいただきます。日程第 1、議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 5,818 万 5,000 円を追加いたしまして歳入歳出それぞれ 100 億 7,428 万 8,000 円の補正となります。次の 3 ページにつきましては記載のとおりでございます。4 ページ、5 ページの第 2 表、地方債補正についても記載のとおりで歳出のほうでご説明申し上げます。6 ページ以降の歳入歳出事項別明細書につきましては歳出のほうからご説明申し上げます。

12 ページ、13 ページをお開き下さい。2 歳出、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、番号制度導入事業でございます。2,003 万 2,000 円の補正でございます。この補正の事業目的でございますけれども、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの認識を行うための基盤であり、社会保障の制度の効率化と透明性を高め社会基盤の整備を行うものでございます。取り扱う情報といたしましては、世帯情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、医療保険費給付関係情報、年金給付情報の一元化を図るものでございます。制度の開始は平成 28 年 1 月より始まります。今回の事業の委託料の内容でございますが、まず当町にある住民基本台帳のシステム改修がこれは補助率 10 分の 10、地方税の改修が補助率 3 分の 2、宛名サーバーは 10 分の 10 の補助率でございます。障がい者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者、介護保険、健康管理のシステム改修については補充率 3 分の 2 となります。また、国民年金については 10 分の 10 ということで、全額今回の事業については 100%補助と一部 3 分の 2 の補助がございます。それによって今回の財源につきましては、国庫補助金 1,494 万 8,000 円で一般財源は 508 万 4,000 円となる予定でございます。

次に、9 目企画調整費、企画調整事務経費 3 万 9,000 円の補正でございます。これについては、全国過疎地域自立促進連盟負担金として支払うものでございまして、過疎法の立法推進の過疎対策の充実強化を図るために、政府・国会に対する要請活動を行う団体への負担をするための経費でございます。財源は一般財源でございます。

次に、16 目町営防犯灯管理費、防犯灯 LED 化整備事業でございます。788 万 4,000 円

の補正でございます。この事業の目的につきましては、まず調査を先行して行いますが、その後、防犯灯の整備導入をいたします。その手法としてリースによって自治体の負担の軽減と防犯灯の導入促進、LED化によってCO₂の削減等の効果が出るものと期待されます。それに伴って先行する調査事業でございます。まず報償費、旅費につきましては今後行われる導入に伴うプロポーザルに対しての委員の報酬経費でございます。需用費につきましては調査に伴う職員が同行する場合等の経費として計上をしております。委託料につきましては防犯灯の現地調査現状解析業務等でございます。内容としましては設置場所の確認、今後の導入の検討、それと設置の台帳作成に係る経費でございます。調査は7月から9月に執り行われ、その後の10月から3月に設置の導入を行います。その経費については9月以降の補正でまたご提案申し上げますこととなります。今回の財源につきましては諸収入として、一般社団法人低炭素社会創出促進協議会のほうからの収入を受けるものですから諸収入となっております。それが上限が800万円ということで全額補助対象でございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、消費者行政活性化事業で6万1,000円の補正でございます。これにつきましては道補助を例年受けておりますが、後で13款でご説明いたします給与費がありますが、総額合せて172万3,000円のうち今回は民生費の中で6万1,000円を普通旅費の補正を行うものでございます。これについては職員の消費者相談員のレベルアップに伴う経緯でございます。これも全額道費補助でございます。

次に、8目アイヌ施策推進費、ウタリ住宅新築資金等貸付事業920万円の補正でございます。これは貸付金として、町内の1名の方からウタリ住宅資金を活用したいということの申し込みがありました。現在この方は借家住宅にお住まいで8月まで立ち退きを要求されていることから、今回ウタリ住宅の貸付金の申請をされております。中古住宅を購入するというので、住宅改修資金として480万円、宅地取得資金として440万円、計920万円の貸し付けとなります。これは全額地方債で充当してまいります。

次に、2項4目児童福祉施設費、保育士等処遇改善臨時特例事業332万7,000円の補正でございます。これは昨年からの事業でございましたが、新たに内容が変更されまして一部町負担が伴っております。町内にある2園の私立幼稚園の保育士さんたちの処遇改善としての交付金が交付されております。一般財源が出たということの内容につきましては、今年度から消費税のアップということで、地方消費税交付金を交付しているということで、そちらの財源を充当するというので一般財源がふえたということでございます。国が4分の3、249万5,000円、道費補助41万6,000円、8分の1、一般財源が41万6,000円、8分の1となっております。

次に、保育所広域入所経費215万4,000円の補正でございます。これは保育所広域入所委託料でございます。苦小牧市の日吉保育園に通われている児童1名分でございます。お母さんが苦小牧市へ勤務ということで苦小牧市内の保育園に通園しているために負担するものでございます。これにつきましては財源で国が2分の1、107万6,000円、道が4

分の1、53万8,000円、町も4分の1で54万円となっております。

次に、4款環境衛生費、1項2目健康づくり費、すこやかロード関連事業でございます。15万2,000円の補正でございます。これについては一昨年、公益財団法人北海道健康づくり財団がポロト湖周辺の散歩道についてすこやかロードとして認定したことから、これを受けまして健康づくり対策としてノルディック・ウオーキングの用具一式を購入するものでございます。購入する内容としてはポール20組、用具袋、その後協力応援をしていただくためのスタッフジャンパー13着分でノルディック・ウオーキング愛好家の全面的な協力を得て、健康づくりを今後進めるものでございます。すこやかロードの財源につきましては、諸収入15万円、一般財源が2,000円となります。

次に、心の健康推進事業43万8,000円の補正でございます。これは北海道地域自殺対策緊急事業補助金を活用いたしまして行う事業でございます。事業内容としましては講師を招き研修会の開催等々、相談窓口のチラシを町内全戸に配布する事業でございます。補助決定が10月以降となるために研修会はその後になりますが、それと同時にこの事業を進めるために短期間でございますが、相談業務の補助員として臨時の看護師を採用するものでございます。財源は道補助金43万6,000円、一部端数として一般財源は2,000円となります。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、北海道青年就農給付金事業300万円の補正でございます。これは平成24年度から2名の方が既に受給を受けておりますが、今回新たに2名の方が営農に就くということで300万円を計上しております。1人150万円で最長5年間の補助を受けるものでございます。受給者は石山にお住まいの方と竹浦にお住まいの方でございます。共に野菜栽培を行うということでございます。財源は全額道費補助でございます。

次に、2項1目林業振興費、森林・山村多面的機能発揮対策推進事業58万6,000円の補正でございます。これにつきましては地域住民と森林のかかわりを活性化し地域住民が協力した森林保全を進めるため、今の事業を活用した交付金をいただいて、町内の3団体が森づくりを進めておりますが、それに伴いまして町内の活動家団体への指導のための事業を進めるための補助金を申請したところ、今回決定いたしましたので事業を行うものでございます。事業内容としては講師を招き講習会の開催を開く経費を計上しております。これは全額道費補助でございます。

次に、18ページでございますが、7款商工費、1項2目企業誘致費、企業立地助成金662万7,000円の補正でございます。今回ライラックフーズ株式会社さんが昨年より工場増設したことよっての助成金でございます。まず工場につきましては白老町企業立地等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例第2条を適用しまして3年間の課税免除。これはこの補正に入っておりませんが3年間の課税免除を行います。それと白老町企業等立地促進条例第3条第1項第1号の適用を受け、その後課税免除の後に2年間は将来的に出てきますが2年間の助成をいたします。それとあわせまして、同条第2条第9号に該当する内

部の償却資産の助成は今後5年間であわせて行っていきます。その償却資産の部分が182万6,500円でございます。それと同条第3条第2号に該当する雇用助成、今回の工場の増設に伴いまして16人の雇用が図られております。1人当たり30万円、16人分で480万円、計662万7,000円の助成を行うものでございます。これにつきましては全額一般財源でございます。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、消防本部運営経費20万2,000円の補正でございます。この補正につきましては今回新規採用者が5名ございましたが、3名分については当初予算の計上が間に合っておりましたが、2名分が間に合わなかったということで今回の補正となります。これに伴って職員に対する貸与品の支給20万2,000円でございます。これは全額一般財源でございます。

次に、職員訓練研修経費72万2,000円の計上でございます。これについても、ただ今の説明のとおり新規採用5名のうち2名分、秋から9月以降に行く消防学校に派遣する経費でございます。全額一般財源でございます。

10款教育費、1項5目諸費、(仮称)食育・防災センター建設事業でございます。この補正につきましては財源振替でございますが、昨年7月に建設費の資材上昇分によって工事請負費を補正いたしました。その分が全額補助採択を受けたことによりまして、今回財源を振りかえるものでございます。財源振りかえとしては国庫補助金が2,143万4,000円の増額、地方債540万円の増額、一般財源が2,683万4,000円の減額となります。この結果、事業費の10億4,822万円は変わらず、補助対象経費が9億9,688万5,000円から9億6,830万7,000円と増額され、先ほど申し上げた部分の増額、補助対象経費は2,857万8,000円増でございます。補助金が7月補正段階では7億2,623万円でしたが、今回2,143万4,000円増額しまして7億4,766万4,000円となります。地方債が7月段階では1億8,150万円でしたが、今回540万円増額いたしまして1億8,690万円となります。一般財源は1億4,049万円が2,683万4,000円の減額になり1億1,365万6,000円になります。全額補助採択されたことに伴い財源が振りかわりまして、一般財源の持ち出し当初823万5,000円ほどが一般財源、その他教育施設整備基金を充当していましたが、その分が現在減っておりまして教育施設整備基金は先ほど言いました1億1,365万6,000円という変更になっております。以上でございます。

次に、13款給与費、1項1目給与費でございます。これにつきましては、3款民生費でご説明申し上げた社会福祉総務費の中の消費者行政活性化事業できた財源でございますが、道費補助166万2,000円を現在いる指導員の人件費、一般財源と振りかえるものでございます。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各基金積立金376万1,000円の補正額でございます。商工業振興基金積立金につきましては、先般、株式会社ケイホク様から200万円の寄附をいただきました。指定寄附として港湾振興に使用していただきたいということで商工業振興基金に積み立てを行うものでございます。また、石油貯蔵施設立地対策等積

立金 9,000 円の増額補正でございますが、今回交付金の額が確定したことによって 9,000 円の積立でございます。

次に、地域の元気臨時交付金基金積立金 175 万 2,000 円の増額補正でございますが、これにつきましては、平成 24 年度に行っておりまして、24 年度から 25 年度に繰り越された事業で萩野小学校屋内運動場耐震対策化事業と三中学校統合施設環境改善事業の 2 事業につきまして、国庫補助、学校環境改善交付金が増額交付されたことに伴いまして 175 万 2,000 円につきましては、地域の元気臨時交付金を減額いたしまして、本年度に繰り越した分を基金に積み立てるものでございます。基金につきましては、本年度充当する事業に振り向けてまいります。この 175 万 2,000 円を積み立てることによって、現在 7,967 万 4,000 円の基金保有になっております。以上で歳出の説明は終了させていただきます。

歳入の説明ですが特定財源については歳出でご説明申し上げましたので、一般財源についてご説明申し上げます。歳入の 10 ページ、11 ページをお開きください。20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、前年度繰越金 549 万円の計上でございます。まず 25 年度の決算余剰金が確定しております。決算余剰金として 1 億 4,003 万 5,363 円が今年度に繰り越されております。そのうち繰越明許費で本年度に繰り越す一般財源が 589 万 5,000 円ございますので、それを差し引きますと 1 億 3,414 万 363 円が残り、そのうち 8,000 万円を財政調整基金に積み立てをしております。この額を差し引き 5,414 万 363 円が残りまして繰越金となります。本年度の当初の予算で計上しております繰越金が 2,500 万円ありますので、その分に充当いたしまして、差し引き 2,914 万 363 円が今後の補正の留保財源となります。今回、549 万円を財源として充当いたしますので、残り 2,365 万 363 円が留保財源として残る財源となります。また、財政調整基金 8,000 万円を積み立てたことによって、現在の財政調整基金の残高につきましては 2 億 2,146 万円の保有額となっております。以上で説明を終わります。

この後、ただいま説明いたしました番号制度導入事業の詳細につきましては総務課長のほうから説明を申し上げたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは、ちょっとお時間をいただきまして議案第 1 号説明資料、今回の番号制度の関係どのようなものか若干説明させていただきたいと思います。まだ具体的に詳細なものが示されてないものもございますが、今段階で知り得る情報で、国の内閣官房の資料等を使いながら番号制度の概要についてご説明をさせていただきたいと思います。それでは資料に基づいて説明をいたします。全部で資料 16 ページございまして、1 番下にページをふっていますが、右の下のほうに数字入っているところあります。これは元の資料のページ番号になっていますので、それはちょっと無視していただいて下のページでお願いしたいと思います。

まず 1 ページです。社会保障税番号制度の導入趣旨ということで、上段、番号制度は複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤

であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)であるというように位置づけております。これを導入することによって効果をここに6項目記載しておりますが、負担の公平性が図られる。あるいは社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。あるいは国民の利便性が向上するのということが効果ということで期待されるところでございます。それによって実現すべき社会、何を指すのかということですがここに5項目がありまして、より公平公正な社会から1番下の国民の権利を守り国民が自己情報をコントロールできる社会を目指すというような趣旨になってございます。

次の2ページでございます。次に、社会保障税番号制度の概要ということで基本理念がここに書かれております。個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行わなければならないという。ここに括弧して第3条第2項と書いておりますが、この法律はちょっと長いのですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というものでございまして、いわゆる番号法と呼ばれるものでございます。以下、条文はこの法律に基づくものでございます。次に個人番号なのですが、個人番号につきましては住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、新たに通知カードというのをつくってそれを本人に通知するということになってございます。それから個人番号カード、今は住民基本台帳カードというものがありますが、それにかわるものとして個人番号カードというものを交付することになります。これは申請に基づきということになります。それから個人情報保護の関係でございまして、いろいろ特定の個人情報の収集保護とか特定個人情報ファイルの作成を禁止する条項もありますし、1番下の欄に特定個人情報保護委員会の設置というものがありまして、この委員会は後で若干説明いたしますが、これを新たに設置してこの個人情報保護を守っていくというようなことになってございます。それから個人番号とあわせて全ての法人に番号が付きまします。法人番号がつくことになりましてこれも国税庁長官が通知するということになってございます。それから1番下の検討等でございますが、法施行後3年をめぐり個人番号の利用範囲の拡大について検討を加えるということになってございまして、これは今段階で示されているのは国あるいは地方公共団体の業務にかかわるものでございまして、これを拡大させて官と民ですとか、民と民、というような形の中でこの個人番号制度を利用できるような形を今後検討していくというようにしているようでございます。

続きまして、3ページになります。社会保障税番号制度導入のスケジュールということでお示ししてございます。上段が国の動き、下段が町の動きということでお示ししてありますが、まず国の動きとしましては平成25年の5月に先ほどご説明しました番号法を含めた4法が成立公布されております。現在それに基づきまして政省令等の整備を行っている状況でございます。それで平成27年の10月に個人番号の通知を各個人に順次行っていき

ます。平成 28 年の 1 月から個人番号のカードの交付と、それから順次個人番号の利用を開始するという予定になってございまして、この利用する手続については社会保障分野、あるいは税分野、災害対策分野ということになってございます。これに合わせて町はどのような形になるかといいますと、既に昨年、平成 25 年 12 月に庁内の関係各課を集めた番号制度推進委員会というものを設置して今後進める業務、あるいはこれから想定されるものを検討する会議でございまして、それで本年 6 月補正で今回のシステム改修の補正予算を上程させていただいておりますが、あわせて補助申請を既に行っております。これを可決いただいた後にシステム改修に入るということになってございまして、これが今年度あるいは一部は来年にまたがって改修を行うということになってございます。また来年度それから再来年度も新たな改修等の補正予算があるということになってございまして、詳細は未定ですけど、これも随時補正予算を上程していくような格好になるかと思っております。

続きまして、4 ページになります。ちょっと縦になりますけども、上段がマイナンバー制度導入にかかわるシステムのイメージでございまして、左側の縦のラインが町です。それから真ん中が道、それから右側が国ということです。まず町のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、この丸で番号振っています①から⑩まで、このそれぞれのシステムを今回改修するというのがまず 1 点です。それぞれの改修は、例えば住民基本台帳ですとシステムのデータの中に個人番号の入力欄を設けるなどのデータベースを改修するものになります。全て①番から⑩番まで同じ形です。次の網掛けの③の団体内統合宛名システムというのがあるのですが、それぞれの住基とか税とかで違った番号を持っているのですが、そういったものをまとめるシステムになります。そのまとめるシステムをつくって、それが道のほうに行きまして⑩番の中間サーバー共同化というのがありますが、これは全てここに白老町ほか、全道の市町村の住民情報システムをつなげるようなサーバーになります。ここは北海道ですけど、実際は北海道電子自治体推進協議会が行うものでございます。これから次に国のほうに行きまして、⑫番のインターフェイスシステムというのがありますが、このシステムは国と道のシステムそれぞれ形式が違いますのでそれを合わせるシステムになります。これを整備して最終的に⑬番のコアシステムという、これが国のシステムになるということになってございまして、その上に⑭番のマイポータルシステムとありますが、このマイポータルというのは、インターネットを経由して個人から自分の情報が見られるような格好になりますので、そのシステムでございまして、具体的にどのような形をやるのかというのはまだ示されておきませんが、今言ったような流れで進むということになってございまして、下段のほうで、これ先ほど財政担当課長から説明がございましたが、今回の 2,000 万円程度の補正予算中で補助額がありまして、それぞれに限度額というのが設けられております。限度額というのは国で事業費を想定し人口規模ごとに積算して取りまとめた額でございまして、基本的に住基台帳システム、宛名システム、それから年金システムについては国庫補助は 10 分の 10 ということでございまして、それ以外のシステムについては国庫補助 3 分の 2 それと合わせて地方交付税措置があるということになってござい

す。ただこの地方交付税の中身についてはまだ詳細は示されておりません。それでなぜ3分の2なのかということですが、これについては今回の番号システムを導入することにより他のいろいろな自治体の業務の効率化が図れるというような目的のことから、補助率は3分の2となっているというようにお聞きしております。

次に、5ページになります。特定個人情報保護委員会、先ほどちょっとご説明しました。これが26年1月に設置されております。ここの主な事務ということで監視監督それから重要なところは、右から2番目のところの特定個人情報保護評価に関するということということで、今回この番号を使ってシステムを改修するためには、特定個人情報保護評価に関する指針というのがあります。それに合わせて評価書をつくって、それをこの委員会に提出して承認をもらうというような行為がございます。これは変更する場合も同じような行為が必要だということで、これが今回改修をして行わなければならない本町の作業となっております。

次に行きます。6ページになります。社会保障税番号制度の仕組みということですが、今回個人に番号つけるということなのですが、これにつきましては①住民票を有する全員に付番、悉皆性ということ。それから②1人1番号で重複がないように付番する、唯一無二性。③見える番号ということで、「民-民-官」の間係で流通可能な視認性ということになっています。それから④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を関連づけられる新たな個人番号であるという仕組みになっているということでございます。付番してそれを情報連携ということで、それぞれ管理しているシステムのをひもづけにして一つにまとめるというようなイメージになります。それとあとは、番号は本人確認ということで、個人が自分が自分であること証明するための番号であって、あるいは個人が自分の個人番号と真正性を証明するための仕組みというような位置づけになってございます。

続きまして7ページ、付番というところでございますが、まずこの個人番号12桁を予定しております。住民票コードこれが今11桁でございますが、これを変換して12桁の新たな番号を付するというようなことであります。この番号は漏えいして不正に用いられる恐れがあると認めるときは変更することが可能であるということ。それからどのように番号を付するのかというと、あらかじめ国の機関である地方公共団体情報システム機構というところに対して、指定しようとする者の住民票コードを町が通知して、その番号から変換して個人に付すべき番号を精製して町のほうに通知になって、それを個人に通知するというような格好になります。それから法人等に付する番号については、ちょっとここでは省略をさせていただきます。

続きまして、8ページになります。個人番号カードはどのようなものかということでイメージであります。写真つきになります。あくまでも申請により交付するものであるということになります。9ページにつきましては住民基本台帳カードと個人番号カードとの比較があります。右側に通知カードというものがありますが、これが実際に番号ついたらそれぞれ個人に郵送でまずは通知カードというものを交付することになっております。住基カ

ードと個人番号カードの違いですが、今住基カードは顔写真をつけてもつけなくてもいいのですけれど、個人番号カードは顔写真をつけなければならないということ。それから有効期限が10年なのですが20歳未満の方については、容姿の変動が大きいということで5年ということになっております。それから作成交付の関係で現在住基カードは本町では即日交付ができなくて、窓口で2回来ていただかなければならないのですけれど、それが個人番号カード1回ということになっております。3番目の利便性ということで住基カードについては、どちらかというと身分証明書としての利用が中心でございますが、個人番号カードはいろいろな場面が飛躍的に増加するということと言えます。

10ページになります。個人番号カード、住基カードの関係ということで、今住基カード持っているのだけどこまで使えるのかというような疑問なのですが、住基カードにつきましても28年1月から個人番号カードに移行します。有効期限がある住基カードについてはその後も有効です。ただ個人カードを申請してそれを取得すると、これまでの住基カードは使えなくなりますよということになります。11ページ、個人番号カードの記録事項でございますが個人番号カードにはプライバシー性の高い個人情報が記録されているのでカードが盗まれ、落としたときに情報が漏れるのではないかが心配というところにバツがついております。実際に個人番号カードにはプライバシー性の高い個人情報は記載されていないので、そういうことはあり得ないということになっております。

続きまして12ページ、個人番号(マイナンバー)どのような中で利用されるのかという範囲を示した表でございます。大きく分けて社会保障分野、税分野、災害対策分野となっております。社会保障分野についても年金分野、労働分野、福祉・医療・その他の分野ということになっておりまして、ここについても詳細についてはまだ具体的には示されておりません。

次に13ページ、番号制度導入によるメリットでございますが、まず導入前です。ここは住民と行政に分かれておりますが、住民については各種手当の申請をするときに、いろいろな機関から添付書類をそろえなければならないということがあった場合、それと行政においても確認作業で多大のコストがかかって、あとは連携していないので重複して作業を行う無駄な経費が多いという住民と行政にとって過重な負担があったと。これが番号を用いることによって、こう変わりますよということが14ページになります。まず行政機関や地方公共団体との間において当該個人情報の照会を行うことが可能となります。それから社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報について、申請者が添付書類を付することによるのではなく申請を受けた行政機関が関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となります。もう少し具体的には、次の15ページにあります。所得証明書等の添付を省略したり住民票の添付を省略したりということになったり、最後に16ページになりますが、行政としても、例えば同じ名前でも同姓同名の漢字も全く同じという方がいた場合に、これまではちょっと間違えるということもあり得たわけでございますが、これが唯一無二のものであることから、正確かつ効率的な名寄せが可能となるというようなことでござい

ます。ちょっと雑駁でございますが概要についてご説明させていただきました。よろしく
お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案第1号の説明とマイナンバー制度の大まかではあり
ますが説明がございました。6月会議に向けて、これより質疑を受け承りたいと思います。
何か聞き漏らしたこと、あるいは特に聞いておきたいことございましたらどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 15ページの環境衛生費のところの(1)すこやかロード関連事業と
心の健康推進事業はこの事業がなぜ環境衛生課なのか。その意味がよくわからないので具
体的にどのようなことの目的でされるのか。健康福祉課というのならわかるのですが、そ
このところを詳しく説明していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） ただいまの件の担当は健康福祉課でございます。予算上、
環境衛生費というところに分類されますが、予算のつくりの関係でこの科目になっており
ます。やる事業につきましては、先ほど財政担当課長のほうで大まかに説明ありましたと
おり、昨年、財団法人の北海道健康づくり財団のほうで、ポロト周辺の道路をすこやかロ
ードという形で認定されたことに伴いまして、財団が設けている補助金を活用して、この
健康づくりに関するウォーキングに必要な物品等の購入を予定しております。

次の心の健康推進事業につきましては、これは道の補助事業で自殺予防等を目的として、
うつ病や相談窓口のチラシ等の全戸配布並びに予防のためのゲートキーパー等の人材研修
も予定しておりまして、ゲートキーパーというのは各職場におけるうつ病等の恐れのある
方を見つけていろいろな相談にのる。そういうようなゲートキーパーの研修を予定してお
り、また先ほどの説明のとおり臨時的な看護師を雇用することによって、この事業の推進
を図っていく予定であります。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） はい、簡単に言ってしまうと、これは健康福祉課でやる事業だけ
ども、補助金の関係で環境衛生費に入っているというように理解すればよろしいのでしょ
うか。どこが責任を持ってやるのかということが見えないので、その辺をちっと説明して
下さい。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 健康福祉課のほうで予算化しているものは、当然に民生
費の中でもありますし環境衛生費の中にもあります。環境衛生費の中に健康づくり費とい
う科目がありますので、そこの項目に今回の事業にはどちらも該当するという事で環境
衛生費の中で予算化をしている次第でございます。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今の事業費は環境衛生費について言葉とおりの
環境衛生費の項目もあるのですが、まず環境衛生費の1項には保健衛生費という項

目がございます。その中の地域保健費の中の健康づくり費の中の事業でございますので、環境衛生費にはごみだとかそういう収集経費も入っていますけれど、健康づくりの経費や予防費等も入っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 17ページの北海道青年就農給付金事業は今回2名の方が石山と竹浦に野菜をつくるということですが、今回新たにということなので新たに土地を買って始めたのかそういうことをちょっと聞きたいと思います。それと地元の方なのか。そういうノウハウというのは今までそこにいて始めたのか。そういう技術ノウハウを持ってどこからか来て就農したのか。それちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（山本浩平君） 内容については、極力定例会の中で聞いていただきたいと思います。簡単にね。石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 今のご質問でございますが、こちらは地元の方が2人ということになります。それからこの方達は親が農業をしていたという方が1人と新たに農業をするという方でございます。

○議長（山本浩平君） はい、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

中村町民活動担当課長。

○町民活動担当課長（中村英二君） 議案第2号でございます。議案説明に入ります前に本補正予算につきましては、当初予算の歳入予算に繰越金を計上していないということでありまして、これを追加する補正であります。今後このような誤りのないように当然の注意を払い対応させていただきたいと思っております。よろしくお申し上げます。平成26年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ352万4,000円とする補正でございます。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。6ページをお開き願います。歳入歳出予算は歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。歳出の3款1項1目予備費1,000円の増額につきましては、前年度の繰越金にかかる補正でございます。次に、4ページをお開き願います。歳入につきましては歳出で説明をさせていただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議案第3号でございます。平成26年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ487万5,000円を追加し、総額19億9,081万円とするものであります。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますので6ページをお開きください。2歳出、6款諸支出金、1項2目償還金487万5,000円の増額補正で介護給付費及び地域支援事業費に対し国、北海道より概算交付された負担金補助金につきまして精算し返還するものでございます。次に、歳入の説明をさせていただきますので、4ページをお開きください。1歳入、8款繰越金、1項1目繰越金487万5,000円の増額補正で、平成25年度決算額の差し引き残額を本年度に繰り越ししするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第4号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。議4-10ページをお開きください。議案説明でございます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため本条例等の一部を改正するものでございます。

改正条文につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

次に議4-40ページの次に、改正内容に係る説明資料を添付しておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。主な改正項目についてご説明いたします。

1 点目、法人住民税の法人税割の改正であります。①の法人町民税、これは企業などの法人に対して賦課する税でございます。改正前の税率、標準税率 12.3%、制限税率 14.7%、これを改正後につきましては標準税率 9.7%、制限税率 12.1%、比較しましてそれぞれ 2.6%引き下げの改正でございます。この改正につきましては、地域間の税源を是正して財政格差の縮小を図るとした改正でございます。法人住民税につきましては直接に市町村の収入になる税でございますが、企業などの法人が多く集中する都市部では税収の占める割合も大きいものになるのですが、一方、法人数の少ない地方などにつきましては、これらに占める税収は小さくなります。都市と地方の間にある税源による格差を平準化しようとするものでございます。②法人道民税、これは北海道が賦課する税の部分です。これは同様に 1.8%引き下げるものでございます。合わせて道と町の引き下げ分が 4.4%になります。この 4.4%につきましては、今度国税として賦課徴収して、この税収全額を地方交付税の原資として、各地方へ配分するとして考え方でございます。適用としてはことしの 10 月 1 日以降の事業開始年度から適用するものでございます。当町では現在制限税率 14.7%を適用しておりますので、改正後につきましても制限税率は 12.1%に改正させていただきますというものでございます。

次に 2 点目、軽自動車の税率の改正でございます。改正前、改正後の税額につきましては記載の表のとおりでございます。改正後の税率が適用となりますのは平成 27 年度、来年度以降に新規に購入した車について適用するものでございます。この間の改正後の課税につきましては、平成 28 年度分から新たな改正後の税率ということが適用となります。現在所有している車をそのまま乗り続ける場合は現在の税率、改正前の税率のままでいくということになります。なお、この表の中に重課税率の欄がございます。1 番右側でございます。3 輪と 4 輪の車に対する新たな税でございます。重課税率というものは環境負荷を軽減するためのグリーン化を促進するものということで、近年生産されている車は排ガス規制や燃費性能に優れた環境負荷の小さい車になっておりますけれども、新規登録から 14 年が経過した車につきましては現在の排ガス規制の基準に達しないということで環境に対する負荷が大きいということから、このような車につきましては税率を上乘せするという制度でございます。これは新たに特例措置として設けられた税でございます。この特例措置につきましては平成 28 年度から適用するというようになっております。

次に裏面でございます。3 点目、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。この特例制度につきましては肉用牛 1,500 頭までの売却についての課税が免除される制度でございます。制度の特例の期限が平成 27 年度まででございましたが、平成 30 年度までの 3 年間延長されるというものでございます。

続きまして 4 点目でございます。新築住宅等に対する固定資産税の減額処置でございます。建築物の耐震化を促進するため大規模建築物において耐震改修の行われた場合に、固定資産税の減額措置 2 分の 1 に減額するというものでございますが、改修後 2 年間実施するとしていたしてございます。対象建物としましては病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が

利用する建築物又は老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物等となっております。

続きまして5点目、地域決定型地方税特例処置でございます。いわゆるわがまち特例といった部分の改正でございます。昨年の6月の議会に3項目について条例化させていただきましたが、今回新たに公害防止のために設置された施設、又は施設について地方税法に定める範囲内において軽減割合を市町村の条例で定めることができるとしたものでございます。今回は5つの項目についてであります。工場や大規模店舗等において水質汚濁や大気汚染、土壌汚染などを防止するための施設や地下街の施設にあっては洪水時の避難確保または浸水防止策などを講じた場合に固定資産税に対する軽減措置を定めるものでございます。いずれも本年の4月1日以降に新たに取得した資産について適用するものでございます。以上説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ありませんか。

私のほうから確認なのですが、今の議案第4号の説明資料の説明ございましたけれども、このうちの3、4、5に関しては白老町独自のものであるということによろしいですか。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 今の説明した5点の中の3、4、5ということによろしいですか。3番は今までもあって条例の中に盛り込まれております。それは3年間延長されるといったことで、元々ある条例でございます。

○議長（山本浩平君） 私が聞いているのは、国のものではなくて町固有のものでしょうかということを伺っています。

○税務課長（小関雄司君） 地方税法上にあるというものでございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時 6分

再 開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて、引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 議案第5号でございます。白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案説明の議5-4をお開き願います。

白老町火災予防条例の一部改正について内容の説明をいたします。

平成25年8月に京都府で発生しました福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、火災の発生するおそれのある対象火気器具等を使用する露店等の開設を行う場合に消火器の準備及び開設の届出義務を設けるほか、町が指定する屋外における大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任並びに火災予防上必要な業務に関する計画の作成、提出及びその適正実施を義務化し、それに伴う罰則規定を新たに追加すべく所要の整備を行うため本条例を改正するものでございます。

若干の説明がございますので新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。議5-5と5-6に渡ります。その中の第18条第1項第9号の2から19条の関係の下線の部分なのですが、祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の者が集合する催しにおきまして、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であるということから、消火器の設置準備を義務づけるという条例でございます。その中に移動式の例えばガスコンロやグリドル、七輪、自家用発電機、電気コンロ、ポータブル石油ストーブこれらのものを使うという前提の中で消火器の準備をなささいというような内容でございます。なお近親者によるバーベキューだとか幼稚園の父母が主催するもちつき大会、こういうものは、相互関係、お互いの顔が見える関係なのでこの関係につきましては対象外と考えております。

次ですが、議5-6の第49条の2の下線の部分を若干説明させていただきます。指定催しという事項でございます。祭礼、縁日、花火大会、展示会等の多数の屋外での催しをやった場合大規模な火災が発生した場合、今回の福知山の火災の事例がそのものですが、人命や財産特に重大な被害を与えるおそれがあるものを指定催しとして指定するという事なのです。国の告示のほうでは露店数が100店舗という規模のものにつきましては指定催しとするべきだというような国の考え方でございます。当町もこのような考え方に基きまして実施したいと考えております。初期消火をしなければ延焼拡大が大きいと。また消防隊の進入がかなり困難だとかそういうものを総合的に判断いたしまして、指定催しとして指定したいと考えております。指定するときには、あらかじめ催しを主催する者に対しまして意見を聞きまして、指定した際には催しを主催する者に通知し、告示するという事になります。これが指定催しということになります。

次、続きまして第49条の3の第1項第1号から第6号までなのですが、指定催しを指定しますと、当然危険物を取り扱う者と火災予防上の配置の関係だとか、消火の準備、火災が発生した場合の消火活動、通報、避難誘導これらを防火担当者という者を定めまして、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させることを義務づけるということです。

次の議5-7の関係なのですが、消防長がこの指定催しを指定した時に、それを開催する14日前までに消防機関にその催しを行うということを提出しなさいという義務づけの改正でございます。第52条の第1項9号の下線の部分は、先ほど冒頭でお話ししましたが

祭礼等を行う場合に、消火器の準備をしなければなりません。消防機関としてもそれを把握しなければなりませんので、事前に届け出の義務づけをさせるということです。火災と紛らわしい行為ということで1項目追加いたしましたして、届け出をなささいということになります。指定催しで指定したものの、規模としては100店舗というようなことが想定されるのですが、この指定催しを指定した管理者が防火管理する者を指定した。計画を立てた。消防に14日前に届け出をなささいよと規定しているのですが、この届け出をしなかった場合に、罰則規定を追加しております。30万円以下の罰金を科すということを追加しております。これは両罰規定で法人との両方を処罰できるというような条例の改正となっております。ことし26年8月1日から施行を予定しております。この間、指定催し等があった場合につきましては、14日間経過するまで経過措置を設けるということになっております。この関係なのですが平成26年1月30日の各都道府県宛に消防法の一部改正の政令が公布されました。同年2月に火災予防条例の例という昔でいう準則といわれていたのですが、北海道から沖縄まで示す条例の基本的なものの規定の助言を消防組織法で受けまして、今回改正するという内容でございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案第5号の説明が終了いたしました。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。ございませんか。

14番、及川保議員。

○14番（及川 保君） 消防長、今100店舗と言ったのですが、わが町にも大規模というかそれなりのものがありますが、牛肉まつりあり、港まつりありということがありますが、こういうことも含まれるということで考えていいですか。

○議長（山本浩平君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 今の件お答えします。白老町の牛肉まつりですが、おおむね50店舗、2日間で5万人、今回は3万人という新聞記事でございましたが、基本的には100店舗には達していないので、指定催しの該当にはならないかと判断しております。これは国のほうの運用で100店舗というのが出ております。福知山の火災は、11万人という方が出ておりまして、他市町村にあつては10万人かつ100店舗というような運用を定めるところもあると聞いておりますが、当町におきましては、国の基準で示す100店舗を基準としたいと考えております。私のほうで答えてもいいのかなと思うのですが、今及川委員の質問があったところのしらおい牛肉まつり、大変全道的にも名の通った祭りでございます。この件につきましては、お祭りを主催する側で事前に露店関係者を集めて、消防もそこに入っておりますけども、勉強会なり研修会を実施しております。産業経済課の担当で事前に避難通路や119番の通報の体制、携帯電話の指定だとかそういうものをきちっと出させていただいております。かつ、お祭りの前に露店の方々が準備できた時点で消防が立ち入り検査を実施しております。これはもう3年ほど続いております。牛肉まつり以外の港まつりそれから花火大会、そういうもの消防としては普段からやっております。したがって、この点につきましては今回の条例改正に基づきまして、ある程度もう少し厳しく回って歩

くとか、検査するとかということになるかと思えますけども、100店舗の中にしらおい牛肉まつりが入るかという不入りという解釈になります。ただし、これは消防長が指定するものであって100店舗なのですが、仮に主催者側が指定してほしいということになれば、指定することは大丈夫です。できます。指定すると逆に当然きちっと計画を立てて、消防に4日前までに届け出なければ30万円の罰金ということになりますが、ある程度全体を掌握するに当たっては規制されるところが周知徹底されるという利点もあるかなと私は考えております。こちら辺は私どもがどうこうと言うわけではなくて、主催者側がどのように考えるかということになるかと考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終了いたします。

日程第6、議案第6号 北海道市町村総合事務組規約の変更について、議案第7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について、この2議案について一括して説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第6号と議案第7号につきまして、一括説明をさせていただきます。

議案第6号、北海道市町村総合事務組規約の変更についてであります。議6-3をお開き願います。ここに議案説明がございますが、上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合が解散したことにより脱退し、道央廃棄物処理組合が新たに加入です。それから先ほどの上川中部消防組合の解散により、鷹栖町と上川町の消防団が単独加入します。赤平市が新たに滝川地区消防事務組合に加入することに伴う脱退がございます。これらにより規約を変更するものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてであります。議7-2をお開き願います。議案第6号と同様に上川中部消防組合と伊達・壮瞥学校給食組合の脱退と道央廃棄物処理組合の加入することに伴いまして、規約を変更するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案第6号と7号の説明が終わりました。この件に関して特に聞いておく必要のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号及び第7号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第8号 白老町監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号 人権擁護

委員の推薦につき意見を求めることについて、この4議案は人事案件であることから、議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布される議案であります。よって本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますので、ご承知おきをお願いをいたしたいと思っております。

日程第8、報告第1号 平成25年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 平成25年度白老町一般会計繰越明許費計算書についての説明をいたします。平成25年度の補正予算第7号、第8号で可決をいただきました繰越明許費について別紙計算書のとおり繰り越しを行うものでございます。繰り越した事業につきましては、障害者自立支援事務経費、農業基盤整備促進事業、河川改修事業、町営住宅改修事業、小学校施設管理経費、小学校耐震化対策事業の6事業でございます。その繰越額については報1-2に記載しておりますが繰越額3億8,500万円でございます。そのうち特定財源につきましては3億7,910万5,000円、一般財源が589万5,000円を繰り越すものでございます。以上のとおり説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま報告第1号の説明が終わりました。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第9、報告第2号 白老町が出資等している法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 報告第2号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資等している法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。1点目は株式会社白老振興公社の平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画、2点目は一般財団法人白老町体育協会の平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画でございます。それぞれの内容につきましては、慣例により説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

ここで議案第1号の補足説明があるということですので、それを許します。
安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号のほうでご説明申し上げた中の12ページ、13ページの16目町営防犯灯管理経費で防犯灯LED化の整備促進を図る事業でありますが、本年度につきまして、今回補正いただきましたのは調査費として788万4,000円を計上しておりますが、その後プロポーザル方式によりまして、先ほどご説明したとおり9月補正で導入設置の経費について9月議会のほうに提案させていただきますが、少し説明申し上げたいと思います。導入については10月から3月に導入を行いたいと考えております。導入方法としては今回の事業につきましてはリース方式が条件づけになっておりますので、設置費用の総額を10年間のリース方式によって契約をするものでございます。それによってLED化にしたことよっての電気料の軽減と工事費のリース料という支払いになりますので、毎年の経費が軽減されるということで、現状の試算では諸々の経費を含めて約190万円今後10年間の経費の中の支払いで毎年輕減されていくというような試算がございます。設置の導入につきましては一応2,000万円を限度に補助金の3分の1若しくは2,000万円を上限ということで補助金の交付いただいて事業実施してまいりますが、その経費、補助を抜いた差額をリース形式として今後に行うということになります。全国的に同じ事業でございますので、そういう事業をもって行うということでございますので、今回調査を行うということは次には間違いなく導入に入っていくという条件になっておりますので、その辺も含めて今回ご説明申し上げたいと思います。以上でございます。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。
これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時35分）